

居宅介護支援事業所（訪問看護ステーションわかば）の概要

1. 当事業所の概要

(1) 当事業所の相談窓口 電話 0 9 2 - 6 4 5 - 0 1 5 0

(2) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

指定番号	居宅介護支援 4 0 6 0 3 9 0 0 4 6	提供地域	福岡市博多区・東区・中央区
------	----------------------------	------	---------------

(3) 当事業所の営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前 8 時 50 分 ～ 午後 5 時 20 分	
	土曜日 午前 8 時 50 分 ～ 午後 1 時 20 分	
休日	日曜日・祝日	その他の休日
		12 月 30 日～1 月 3 日

2. 介護支援専門員の勤務体制

管理者（介護支援専門員）	常勤 1 名	当事業所の営業時間
介護支援専門員（専従）	3 名	当事業所の営業時間

3. 利用料

(1) 利用料 ⇒要介護認定を受けられた方がサービス事業者から受けられるサービスについては、介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担となります。居宅介護支援費（ケアプラン作成費）の自己負担はありません。

4. 当事業所の特徴など

- (1) 運営方針 ①要介護認定者等のサービスが確保されるよう調整を図ることや介護保健施設への紹介。
②関係市町村、地域の保健、医療、福祉、居宅介護サービス事業者との密接な連携と適切な運営。
- (2) 支援業務 ①居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、施設入所相談・紹介など。
②要介護認定等の新規・継続申請代行、介護相談、サービス事業者の紹介など。

5. サービス内容に関する苦情の対応

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」の通り

6. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに管理者の指示に従い、利用者の家族、市町村等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7. 秘密保持

- (1) 当事業所、介護支援専門員及び当事業所の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス提供事業者担当者会議において利用者及び家族の個人情報を用いません。

8. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にともなって当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社
保 険 名：民医連・介護事業所責任保険